

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	1
担当課	部課等名	フィロソフィ推進課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 7 1 6 3		
件 名		フィロソフィ研修業務委託		
業務等の内容		都城フィロソフィに沿った行動を意識し実践に繋げるため、ひいては市民の幸福と市の発展を実現するために実施するフィロソフィ研修業務を委託するもの		
契約の相手方	所在地	東京都品川区東品川 2 - 4 - 1 1 野村不動産天王洲ビル 2 3 F		
	名 称	日本航空株式会社ソリューション営業推進部		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当 今回業務委託するフィロソフィ研修は、職員が都城フィロソフィに沿った行動ができるようになるためのものである。 日本航空は、公共性の高い事業を最優先に行いながらも、企業としての経済性を追求するバランスを持ち合わせている。 また、都城フィロソフィに類似した基本理念である J A L フィロソフィに基づく人財育成を実践するとともに、認知、判断、対人といったノンテクニカル・スキルを高める世界最先端の教育を実施している。 これは、公務員としての職務を遂行し、民間感覚も求められる我々、都城市職員が身に付けるべき価値観や視点を学ぶ上で、非常に有用である。 以上、世界最先端の教育スキル、企業の性質からみた波及効果の点から本市が求める要件を満たし、本件の業務を適切かつ確実に履行できる上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 7 月 1 日		
契約金額		4, 613, 000 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	2
担当課	部課等名	高城_産業建設課		
	電話番号	0 9 8 6 － 5 8 － 2 3 1 0		
工事名		解体第 1 号 第 2 鳥井前団地解体工事		
工事概要		簡平 2 軒長屋の解体・処分 N= 3 棟		
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市高城町石山 2 5 3 番地		
	名 称	株式会社清水組		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		本件は予定価格が 2 0 0 万円を超えるため、本来は入札により契約相手方を決定すべきですが、築造が昭和 4 1 年と古いことから、詳細な図面がなく、正確な数量の算出が困難で積算することができない。そのため、競争入札に代え、6 者での見積合わせを行うことにより決定することとし、見積合わせを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 7 月 1 日		
工事請負金額		6, 340, 400 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	3
担当課	部課等名	みやこんじょ P R 課		
	電話番号	0 9 8 6 － 2 3 － 2 6 1 5		
件 名		観音池公園リフト修繕		
業務等の内容		観音池公園リフト修繕		
契約の相手方	所在地	福岡県福岡市東区香住ヶ丘 2 － 7 － 8		
	名 称	日本ケーブル株式会社福岡営業所		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		本修繕は、高城観音池公園リフトを修繕し、鋼索交換、折返滑車軸整備、折返滑車ゴムライナーの更新を行うものである。 当該リフトは平成 7 年に建設されたものであるが、設備全体に老朽化が見られる。また、平成21年から平成23年にかけて、主要機器の大規模な整備を実施しているものの、同整備からは13年経過しており、安全な運用のためには、再び大規模な整備を実施する必要がある。 上記事業者は、当該施設の建設に携わっており、また、現在の保守点検業者でもあるため、当該リフトの現状について精通しており、かつ専門的知見と設備全体を考慮した修繕を実施するノウハウがあり、施工後の試運転調整も適切に行うことができる。 仮に他の事業者にも本修繕を施工させ、設備に不具合が生じた場合、原因の特定は困難となり、責任の所在も不明確となる。 以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 7 月 2 日		
契約金額		10, 604, 000 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	4
担当課	部課等名	スポーツ政策課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6		
件 名		早水公園体育文化センターモルテン製 S C 専用架台製作設置等業務委託		
業務等の内容		早水公園体育文化センターにある既存のセノー製バスケットゴールに、モルテン製オンボードゲーム付ショットクロック表示盤を取り付けるための専用架台の製作及びゴールへの設置を委託するもの		
契約の相手方	所在地	福岡県福岡市博多区東平尾3丁目1番32号		
	名 称	セノー株式会社 福岡支店		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		本件については、早水公園体育文化センターの既設バスケットゴールについて、オンボードゲーム付ショットクロック表示盤を取り付ける専用架台の製作及び設置業務を委託するものである。 早水公園体育文化センターについては、令和 9 年開催の日本のひなた宮崎国スポのバスケットボール競技会場となっており、国スポ競技会場としての施設及び設備の整備を行っている。 本業務の履行に当たっては、上記施設の既設バスケットゴールがセノー株式会社製のバスケットゴールを使用しており、ゴール本体に取り付ける架台については、本体への特殊な加工が必要なため製品の保証及び安全性の確保の観点から、本体の構造を理解したゴール製造事業者による設計及び製作設置が望ましい。 以上の理由により、既設のバスケットゴール製作事業者である上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 7 月 2 日		
契約金額		2, 189, 000 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	5
担当課	部課等名	商工政策課		
	電話番号	0 9 8 6 － 2 3 － 2 9 8 3		
件 名		都城市ウェルネス交流プラザ舞台照明設備客席照明 L E D 取替修繕		
業務等の内容		都城市ウェルネス交流プラザのムジカホール舞台照明設備に関し、L E D 取替及び調整等の修繕を行うもの		
契約の相手方	所在地	福岡県福岡市中央区大名 1 － 1 4 － 4 5		
	名 称	丸茂電機株式会社 福岡営業所		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		都城市ウェルネス交流プラザのムジカホールは、中心市街地内に位置する文化交流施設として高い稼働率を有し、市民公益活動の中心的役割をになっている施設である。ウェルネス交流プラザ舞台照明設備は、平成16年の竣工時に納入してから、現在20年が経過しており、客席照明は現在も蛍光灯を利用している。 現在、蛍光灯の製造は全国的に縮小傾向にあり、省エネルギー性能や寿命の長さから、照明の主流は L E D に移行している。舞台照明設備は、ホールを利用する上で必要不可欠の装置であり、仮に照明設備が停止すると、利用者サービスへの支障や利用料金の減収などが想定される。 当該舞台照明設備は上記事業者が設計・施工を行っている、独自の製品であるため、上記事業者でなければ、電源を受け調光させる「調光基盤」と調光基盤を操作するための「調光操作卓」の納入及び周辺機器との調整が不可能である。 また、上記事業者は、舞台照明設備について、指定管理者と保守点検業務委託契約を締結しており、定期的な保守点検に併せて修繕作業をすることで作業費等の経費削減が見込まれる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 7 月 4 日		
契約金額		35, 310, 000 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	6
担当課	部課等名	総合政策課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 7 1 6 1		
件 名		都城市広域交通網の活用に関する調査検討業務委託（第3期）		
業務等の内容		本市の強みである地の利をさらに活かすため、広域交通網の活用等について、調査、検討を行うもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市淀川三丁目8番17号		
	名 称	株式会社福山コンサルタント 宮崎事務所		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
		本業務の履行に当たっては、関連業務の実績に基づく豊富な経験及び専門的知識を踏まえた調査・分析・コンサルティングが必要であるため、指名型プロポーザル方式により選定を行うこととした。 本プロポーザルは、令和7年5月26日に8社に対してプロポーザルの実施を通知し、その結果、2者から応募があり、当該事業者による技術提案書に基づく審査を令和7年6月25日に実施し、あらかじめ規定された評価項目に基づき、企画審査及び価格審査を行い、上記事業者を優先交渉者として選定した。 以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和7年7月7日		
契約金額		14,370,400 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	7
担当課	部課等名	上下水道局下水道課		
	電話番号	0 9 8 6 － 2 3 － 5 9 2 1		
件 名		し尿処理場 R 7 第 1 号 清浄館施設機器等整備修繕		
業務等の内容		清浄館内に設置してある機器等の突発的な不具合を防ぐため、計画的な修繕を行うもの		
契約の相手方	所在地	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号		
	名 称	クボタ環境エンジニアリング株式会社 九州支店		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		本施設は、都城市内から回収されるし尿及び浄化槽汚泥を対象に、汚泥の資源化を行う施設であり、市民の衛生的な生活を維持する根幹施設である。 当該設備は、性能発注により上記事業者が汚泥再生処理整備工事の設計・施工を行っている。 当該設備を定期的に修繕しなければ、突発的な不具合が起こった場合、河川に汚泥を流出することになり、水質事故が起こる可能性がある。 本修繕は当該施設を設計・施工を行った上記事業者でなければ、確実な施工ができない。また、仮に他の事業者が本修繕を行った場合、性能保証が得られない可能性がある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 7 月 7 日		
契約金額		11, 550, 000 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	8
担当課	部課等名	保育課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 4 8 9 4		
件 名		公立保育所等無線LAN整備に伴うイントラネットワーク構成変更業務委託		
業務等の内容		公立保育所等の無線LAN整備に伴う地域イントラネットワーク構成変更に関する業務を委託するもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市中町1街区7号		
	名 称	B T V株式会社		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
		地域イントラネットワークは、地域間の情報格差是正を目的として整備された、市の出先機関を含む複数の行政機関を統合するネットワークである。現在整備されている都城市地域イントラネットワークは、上記事業者が整備・構築・保守を行っており、同事業者でなければ本委託業務の確実な履行を期待できない。 仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、ネットワークの構築・保守事業者と機器保守事業者が混在することになり、障害発生時の迅速な対応が難しく、その責任の所在も不明確になる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和7年7月9日		
契約金額		2,970,000 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	9
担当課	部課等名	教育政策課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3		
委託業務名		R7教政第41号 学びの多様化学校改修工事に伴う設計委託		
業務概要		学びの多様化学校改修工事に伴う ・改修図面一式 ・積算・内訳書作成一式 ・アスベスト調査一式等		
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市志比田町 5 7 5 1 番地 4		
	名 称	有限会社団一級建築設計事務所		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 5 号該当		
		本事業は、不登校児童生徒の新たな学びの場の確保を目的として、本市に「学びの多様化学校」を設置するために、既存の建物を学校施設に改修するために必要な設計委託を行うものである。 「学びの多様化学校」については、現在、令和 8 年 4 月開校に向けて準備を進めており、今後、改修工事も発生するため資材の納期等も考慮すると、限られた短い期間で実施する必要がある。 当該事業者は、現在、別事業において当該建物の設計委託を請負っており、建物の構造や図面の詳細を把握していることから、他の事業者と比較すると短い期間で設計を行うことが可能であり、事業費も安価に抑えることができる。また、市内の建築設計業者 6 者に履行期間についてヒアリングをしたところ、4～5ヶ月程度かかるとの回答した業者が最も多く、本事業のタイムスケジュールには合致しない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 7 月 9 日		
業務委託料		3, 121, 800 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	10
担当課	部課等名	財産活用課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 7 2		
件 名		南別館 2 階入口自動ドア及び北別館正面入口自動ドア修繕		
業務等の内容		南別館 2 階内部と外部の自動ドア装置及び、北別館正面入口自動ドアが老朽化により故障していることから、取替修繕を行うもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市大塚町宮田 2 8 7 5 番 1		
	名 称	オリエント産業株式会社 宮崎支店		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		南別館 2 階内部と外部の自動ドア装置及び、北別館正面入口自動ドアにおいて、老朽化により、装置が故障し、開閉動作に不具合があることから修繕を行うものである。 修繕対象となる自動ドアは、製造メーカー独自の機械及び特殊部品を使用しており、部品手配、故障時及び保守点検については、製造メーカーのみが対応可能であり、他社では対応できない。この点、上記事業者は、製造メーカーで、自動ドアの導入事業者であり、現在の保守事業者でもあることから、当該修繕に当たっては、確実な部品調達が可能で、確実な施工が可能である。 また、仮に他の事業者が本修繕を施工した場合、導入事業者、保守事業者及び改修事業者が混在することになり、責任の所在も不明確となり、修繕後の不具合に対し性能保証が得られない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 7 月 1 0 日		
契約金額		1, 089, 000 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	11
担当課	部課等名	教育政策課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3		
件 名		学校用パソコン等修繕 山田中学校ほか7 9 件		
業務等の内容		市内小・中学校に配置されているパソコン等機器の修繕を行うもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市花繰町20号8番地		
	名 称	株式会社システム・ナイン		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		本件は、市内小・中学校に配置されている校務支援システム等の学校用システムで利用する端末の内、故障した端末の修繕を行うものである。本端末の調達契約において、故障した端末等の回収やメーカーへの発送を上記業者が行うことになっていること、端末の修繕後に、システムやネットワーク用の設定を、修繕前と同等の状態にして納品する必要があることから、本端末の調達契約業者であり、また、市内小・中学校の校内ネットワークの導入・整備を行った上記業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 7 月 1 0 日		
契約金額		2, 841, 630 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	12
担当課	部課等名	環境施設課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 3 3 1 9		
件 名		都城市リサイクルプラザ バケット・クレーン修繕		
業務等の内容		都城市リサイクルプラザのごみクレーン及び油圧バケット修繕を依頼するもの		
契約の相手方	所在地	福岡県糟屋郡新宮町下府 2 丁目 1 1 番 1 号		
	名 称	東洋ホイスト株式会社		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		本案件は、不燃ごみピットに貯留された不燃ごみを供給ホッパへ投入するごみクレーン及び油圧バケットが経年劣化していることから、安全性の確保や機能を維持するための修繕をするものである。 このごみクレーンは、上記事業者の設計仕様・構造に基づき製造された、極めて特殊な機械設備である。このため、仮に他の事業者へ修繕を依頼した場合、確実な業務の履行ができないことや、修繕後に不具合が生じたときには、責任の所在が不明確になるとともに、原因究明や修復に支障が生じるおそれがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 7 月 1 1 日		
契約金額		5, 707, 900 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	13
担当課	部課等名	農産園芸課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 2 5		
件 名		農業水路等長寿命化・防災減災事業 木之川内ダム水管理システム設備更新業務委託		
業務等の内容		木之川内ダムが完成後 1 5 年が経過し、老朽化に伴う破損及び故障等の有事に備え適切な更新（修繕含む）が急務である。本業務は、木之川内ダム運用において重要な役割を担う水管理システム設備の更新を行うもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市広島二丁目 5 番 1 6 号		
	名 称	日本無線株式会社 宮崎営業所		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		上記事業者は、木之川内ダム建設事業の主体であり、かつ施設所有者である国（農林水産省）の指定事業者である。本市は、当該事業者の開発した専用の機器類及びソフトウェアにより構成された水管理システムを使用しており、他の事業者では適切かつ確実な更新作業を実施することができない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 7 月 1 5 日		
契約金額		77, 550, 000 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	14
担当課	部課等名	維持管理課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 5 2		
件 名		令和 7 年度 都城市道路台帳更新業務委託		
業務等の内容		道路管理事務の効率化及び道路の適正な維持管理を図るため、平成26年度に構築した新道路台帳システムについて、道路改良等による路線形状や延長等の変更に伴うデータ更新業務を委託するもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市広島二丁目 1 0 番 2 0 号		
	名 称	株式会社パスコ 宮崎支店		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		本業務は、令和 6 年度に道路形状等の変更があった路線と令和 5 年度以前に道路形状等の変更があった路線の修正を行うものである。 本業務の履行に当たっては、システムの専門知識を有することや、設定内容を十分に理解していることが不可欠であるため、本システムを導入した上記事業者でなければ、トラブルが生じた場合の迅速な原因究明が困難となり、適切かつ確実な履行が期待できない。 また、道路管理システムを導入した上記事業者が航空写真と道路台帳図データを作成しているため、同事業者が受注した場合、短期間で未修正路線の探索が可能であり、データについては、高い信頼度を得ることができる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 7 月 1 5 日		
契約金額		17, 105, 000 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

		番号	15
担当課	部課等名	スポーツ政策課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6	
件 名		ZOZOマリンスタージアム「キャンプ地 都城DAY」 イベント開催業務委託	
業務等の内容		ZOZOマリンスタージアムで実施する「キャンプ地 都城DAY」のイベント開催業務委託を行うもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市都北町 5 2 2 5 番地 1	
	名 称	都城プロ野球キャンプ協力会	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		本業務は、都城市のPR及びスポーツキャンプの継続のために、「キャンプ地 都城DAY」をZOZOマリンスタージアムで実施するものである。 令和 7 年 2 月に都城運動公園で千葉ロッテマリーンズ（以下、「マリーンズ」という。）のキャンプ（以下、「本キャンプ」という。）を実施しており、「キャンプ地 都城DAY」をマリーンズの本拠地ZOZOマリンスタージアムで実施することで、球団とより強固な関係性を築き、また、より多くのマリーンズファンに本キャンプに足を運んでもらうよう本市をPRすることを目的としている。 民間主導で設立された都城プロ野球キャンプ協力会（以下、「協力会」という。）は、本キャンプ期間中に球団へのおもてなしや、本キャンプ来場者に楽しんでもらう業務を受託・運営した唯一の団体である。 「キャンプ地 都城DAY」業務を協力会に委託することで、官民連携での受入体制やキャンプ歓迎ムードを演出・構築ができ、本キャンプの継続開催への好影響が期待できる。 以上の理由により、上記協力会と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 7 年 7 月 1 6 日	
契約金額		5, 998, 500 円	

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	16
担当課	部課等名	商工政策課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 3		
件 名		都城市プレミアム付スマイル商品券（第5弾）保管・配送等業務委託		
業務等の内容		都城市プレミアム付スマイル商品券（第5弾）保管・配送等業務を委託するもの		
契約の相手方	所在地	福岡県福岡市中央区那の津5丁目9番13号		
	名 称	NXキャッシュ・ロジスティクス株式会社九州支店		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
		本業務は、都城市プレミアム付スマイル商品券(第5弾)（以下「商品券」という。）事業の実施にあたり、事業期間中の商品券の保管及び、販売業務を担う郵便局各局への配送等を行うものである。 本契約は商品券の保管業務及び配送業務があり、それぞれの単価は各事業者によって異なる。 そこで、それぞれの単価に予定数量を乗じて得た額の合計額について、総合的に最も有利な価格を提示した事業者と契約するために、競争入札に代え、2者での見積合せを行うことにより決定することとした。 見積合せを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であったため、同事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和7年7月17日		
契約金額		2,308,900 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	17
担当課	部課等名	デジタル統括課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 5 6		
件 名		T h i n k 都城書籍化業務委託		
業務等の内容		新市施行20周年を記念して、より多くの市民に多面的な物の見方を醸成する機会を提供するとともに、市民の愛郷心の向上を図ることを目的として、「Think都城」のコンテンツを書籍化するために、再編集や書籍のデザイン等の業務を委託するもの		
契約の相手方	所在地	東京都世田谷区太子堂1丁目14番14号908号室		
	名 称	株式会社リニューズ		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
		T h i n k 都城は、時間をかけて物事を掘り下げるスロージャーナリズムの概念に基づいて取材・執筆した都城に関係する記事を特設サイトにて発信していくものであり、令和4年度から上記事業者が実施している。 本業務は、新市誕生20周年記念事業として、令和4年度から現在までに「Think都城」に掲載された記事を選定・再編集し、書籍化することにより、より多くの市民に多面的な物の見方を醸成する機会を提供するとともに、市民の愛郷心の向上を図ることを目的としている。 書籍化にあたっては、コンテンツの再編集や特設サイトの魅力を踏まえたレイアウト及びデザインなどを行うため、これまでの取材及び記事内容などを熟知している必要がある。上記事業者は、これまでの取材や記事掲載、特設サイトの管理運営を行っている唯一の事業者であり、同事業者でなければ本業務の適切確実な履行を期待できない。 仮に、本事業を他の事業者に委託した場合、これまでの記事や取材を受けた関係団体との協議が反故となり、本事業の遂行に支障をきたす恐れがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和7年7月18日		
契約金額		4,257,000 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	18
担当課	部課等名	市民課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 8		
件 名		標準準拠システムへの移行に伴う窓口業務支援システム改修業務委託		
業務等の内容		窓口業務支援システム（窓口DXSaaS）の改修業務について委託するもの		
契約の相手方	所在地	北海道北見市北二条西三丁目6番地		
	名 称	株式会社北見コンピューター・ビジネス		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
		窓口業務支援システム（以下「システム」という。）は、上記事業者が開発及び提供を行っているものである。当該システムはデジタル庁が提供するガバメントクラウド上で構築されており、アクセス権限等も厳格に設定されているため、システム改修の履行に当たっては、上記事業者でなければ実施することができない。 以上の理由により、当該システムの開発及び提供を行っている上記事業者でなければ、本業務の適切かつ確実な対応が不可能であることから、同事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 7 月 2 2 日		
契約金額		5, 500, 000 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	19
担当課	部課等名	保育課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 4 8 9 4		
件 名		都城市保育士人材確保事業及び保育士等研修業務委託		
業務等の内容		保育人材確保のために、市内在住者等に対して、各種研修等を開催するもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市霧島 5 丁目 1 番地 2		
	名 称	学校法人南九州学園		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		本業務は、深刻化する保育士不足による空き待ち児童の解消を喫緊の課題として、市内在住又は市内教育・保育施設等に勤務している保育士試験等受験予定者等を対象とした専門性の高い各種研修を開催するものである。 本業務の受注者の選定に当たっては、保育士等養成の専門知識と実績を有し、各種研修の科目に沿った質の高い講座等を効果的に提供できる者を選定する必要がある。上記法人は、保育士養成施設として長年の実績を持ち、保育士資格取得に必要な科目について深い専門知識と教育経験を有する講師陣を擁している。 また、本市は上記法人と都城市の地域課題解決に向けた包括連携協定を締結している。本市の保育現場の実情や課題を熟知しており、地域特性に合わせたカリキュラム編成が可能である。このような地域に根差した教育内容は、他の事業者では代替困難な価値を有している。 さらに、上記法人の都城キャンパスは市内に立地しているため、実地研修受講者の利便性が高く、地理的・時間的障壁を最小限に抑えられることから、多くの受講希望者が見込まれる。これにより短期間で多数の保育士等資格取得者を輩出し、本市の保育士不足解消と空き待ち児童削減という喫緊の課題に直接的な効果をもたらすことが期待できる。 以上の理由により、本業務の目的達成と効果的・効率的な事業実施のため上記法人と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 7 月 2 2 日		
契約金額		5, 000, 000 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	20
担当課	部課等名	ふるさと納税課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2		
件 名		都城市ファンの集い等企画運営等業務委託		
業務等の内容		本業務は、都城会場で開催する市民向けイベント及び東京会場で開催する都城市ファン向けイベント等の実施業務を委託するもの		
契約の相手方	所在地	福岡県福岡市中央区赤坂 1 丁目 1 6 番 5 号 読売新聞西部本社 6 F		
	名 称	株式会社読売西部アイエス		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		本業務は、都城会場で開催する市民向けイベント及び東京会場で開催する都城市ファン向けイベント等の実施業務を委託するものであり、イベント全般に係る企画運営業務から、会場設営及び撤去業務等までを総合的に実施するものである。 本業務の履行に当たっては、主に市内と東京の 2 会場でのイベント開催となり、市内外から多数のお客様がそれぞれの会場ごとの目的を持って参加することから、その安全性や企画内容について高い水準を満たすものでなければならず、これら複合的な仕様を高い水準で求める必要があり、限られた事業費を最大限に有効活用するために、様々な事業者からの具体的な企画提案を広く受け付けることのできる公募型プロポーザル方式による選定を行うこととした。 本プロポーザルは、令和 7 年 4 月 11 日から募集を開始し、その結果 2 社から応募があり、参加資格審査を経て、企画提案書に基づくプレゼンテーション審査を 6 月 2 日に実施した。 プレゼンテーション審査では、企画提案内容や業務実施体制を評価項目とした企画審査と、価格審査を行い、審査の結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。 以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 7 月 2 2 日		
契約金額		32, 998, 543 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	21
担当課	部課等名	総務企画課		
	電話番号	0 9 8 6 － 2 3 － 2 6 9 6		
委託業務名		社会資本整備総合交付金事業 山之口運動公園建物等事後調査業務委託		
業務概要		建物等事後調査 2箇所		
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市志比田町 5 9 1 2 番地 2		
	名 称	南日本総合コンサルタント株式会社		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		本業務は、山之口運動公園施設整備工事に伴う建物等事前調査を実施した住戸に対し、工事被害を与えたかどうかを正確に判断する資料を得るために、建物等の状況を調査するものである。 上記事業者は、当該工事の着手に先立ち令和2年12月～令和3年2月にかけて今回調査対象住戸の建物等の現況を調査した業者である。 今回の調査は、工事終了後に前回調査結果と比較して工事の影響を調査するものであり、前回調査事業者が調査内容及び調査方法を統一して実施することにより最も正確な調査結果が得られる。 また、前回調査事業者が引き続き本業務を履行することで、業務着手前の資料確認及び打合せが不要となり、経費削減に繋がる。 本業務の履行に際しては、調査員が敷地や居室に立ち入って実施するため、対象住戸住民の心理的負担軽減とプライバシー保護のためにも調査会社を変更することは望ましくない。上記事業者は、前回調査において、対象住戸住民とスケジュール調整及び調査を円滑に実施しており、本業務においても適切な履行が期待できる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 7 月 2 2 日		
業務委託料		2, 585, 000 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	22
担当課	部課等名	ふるさと納税課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2		
件 名		KABU&ふるさと納税予約型広告（8月分）掲載業務		
業務等の内容		K A B U & ふるさと納税トップページへバナー広告を掲出するもの		
契約の相手方	所在地	東京都港区虎ノ門4丁目1番1号		
	名 称	株式会社カブ&ピース		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
		本業務は、K A B U & ふるさと納税のトップページにバナー広告を掲出することで、本市返礼品への訴求力を高めるものである。 上記事業者は、通常のポータルサイトが実施している「ポイント付与」ではなく、「株引換券の配布」という唯一無二のユニークな取組みにより、昨年11月のサービス開始以来、大きく寄附を伸ばしており、本市においても4大ポータル（楽天、さとふる、ふるさとチョイス、ふるなび）に次ぐシェアを占めている。 6月に、上記事業者への広告を掲出したところ、33万円の広告料に対し約3,100万円の寄附を獲得できており、最も広告効果の見込めるポータルサイトである。 以上の理由により、本件の契約の相手方が上記事業者に特定されることから、同事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和7年7月23日		
契約金額		1,485,000 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	23
担当課	部課等名	市民課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 8		
件 名		窓口用 P O S レジ及び自動釣銭機設定保守業務委託		
業務等の内容		現在、市民課で使用しているレジスターは使用頻度がとても高く、購入から6年以上経過していることから経年劣化等による故障が危惧されることから新規レジスターを購入するもの また、自動釣銭機を購入することで、ルーティンワークであるお釣りの準備金や締め作業の簡略化及び売上を管理する日計表作成等の適正化を図るもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市早鈴町1651番地1		
	名 称	有限会社うすいデサキデポ		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
		「窓口用 P O S レジ及び自動釣銭機（以下「レジ及び自動釣銭機」という。）」の購入については、単に物品を購入するだけではなく、レジ及び自動釣銭機の初期設定と安定した状態で稼働し続けるための保守が必要となります。そこで、レジ及び自動釣銭機の購入費用に設定費用と保守料を加えて、総合的に最も有利な価格を提案した事業者と契約したいので、本案件は競争入札によらずに見積合わせにて競争を行う方法で執行する必要がある。 上記理由により、見積書の提出による競争を行った結果、上記事業者の見積額が最も安価だったため、同事業者と随意契約を締結するものである。		
契約締結日		令和 7 年 7 月 2 4 日		
契約金額		2, 255, 000 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	24
担当課	部課等名	スポーツ政策課		
	電話番号	0 9 8 6 － 2 3 － 9 5 4 6		
件 名		都城運動公園野球場空調修繕		
業務等の内容		都城運動公園野球場の空調を修繕するもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市大字赤江2番地		
	名 称	株式会社九南		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 5 号該当		
		本件は、都城運動公園野球場の空調修繕業務を委託するものであり、本来は入札により契約相手方を決定すべき予定価格だが、令和 8 年 2 月の千葉ロッテマリーンズ春季キャンプまでに修繕を完了する必要がある、また、令和 7 年 1 0 月上旬から下旬に実施予定の「みやざきフェニックス・リーグ」および令和 7 年 1 0 月末から 1 1 月中旬に実施予定の「千葉ロッテマリーンズ秋季キャンプ」の間は、すべての施工を行うことが出来ない為、入札に付する時間的余裕がない。 そこで、競争入札に代え、5 者での見積合せを行った結果、別紙事業者の見積額が最も安価であったため、上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 7 月 2 4 日		
契約金額		45, 100, 000 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	25
担当課	部課等名	障がい福祉課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 0 9 6 3		
物品の名称		点字図書館 点字プリンター		
物品の詳細		点字図書館で使用する点字プリンターの購入を行うもの		
契約の相手方	所在地	埼玉県戸田市上戸田4丁目13番18号		
	名 称	株式会社ジェイ・ティー・アール		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
		点字図書館では、蔵書（点字図書、定期刊行物の点字訳）や学校等からの依頼による学習用資料を作成し、視覚障がい者の日常生活維持及び社会的繋がりに大きく寄与している。 現在使用している機種が故障し、古い機種で代用しているが、紙詰まりや印字ミスが頻発している。そのため、誤字の確認に時間を要したり、誤字のまま情報提供してしまうなど支障が生じていることから、視覚障がい者団体から早急な対応を求められている。 現在使用している機種は上記事業者製であり、国内の点字図書館の90%以上が上記事業者の機種を導入しており、当市においては、特に中途視覚障がい者など点字を苦手とする利用者から読みやすいと高く評価されている。 なお、他社製へ変更した点字図書館では、触読性の変化により正確な情報を得られないとして苦情が寄せられた事例がある。 また、上記事業者製は点字を打つピンの耐久性が約5年と長く、維持管理コストの削減にも繋がる。 以上の理由から、視覚障がい者への適切なサービス提供を確保するため、上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和7年7月25日		
契約金額		1,573,000 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	26
担当課	部課等名	山田_産業建設課		
	電話番号	0 9 8 6 － 6 4 － 1 1 1 3		
委託業務名		単災測第 1 号 山口・宇都ノ口線測量設計業務委託		
業務概要		被災延長 L=20.0m 測量業務 一式 設計業務 一式		
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市一万城町 4 1 号 5 番		
	名 称	株式会社松川測量設計		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 6 号該当		
		本年6月10日の豪雨により、市道山口・宇都ノ口線の路肩と隣接する個人所有山林が崩壊し、土砂及び樹木が県管理の山田川に流入した結果、河道の埋塞及び護岸が被災した状態となっている。現在、市道は全面通行止めの措置を講じているが、地山のボラ土が露出しており、さらなる崩壊の危険性が極めて高い状況にある。 本件は、市道（市管理）と山田川（県管理）が同時に被災した複合災害であり、道路と河川の復旧を一体的に計画することが、コスト削減、及び二次災害防止の観点から最も効率的かつ効果的である。 県はすでに河川復旧のための測量設計業務を株式会社松川測量設計に委託しているため、現地の被災状況を詳細に把握しており、河川部分の測量データを保有している。同社と随意契約を行うことにより、既存の測量データを活用することによる業務の効率化、河川と道路の復旧設計の整合性確保、現場状況を熟知した業者による迅速かつ適切な設計の実現、測量作業の重複回避によるコスト削減を図ることができる。 以上の理由から、上記事業者と随意契約を締結する。		
契約締結日		令和 7 年 7 月 2 8 日		
業務委託料		3, 960, 000 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	27
担当課	部課等名	道路公園課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 7 5		
委託業務名		道改用第 1 号 臨時地方道整備事業 高木・広瀬線（広瀬工区）建物補償等再算定業務委託		
業務概要		高木・広瀬線の道路改良に伴い、令和 6 年に実施した建物等補償調査の報告書について、令和 7 年度の標準書単価にて工作物等の再算定を行うとともに、残地内における附帯工作物の移転の検討を行うもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市一万城町 4 1 号 5 番		
	名 称	株式会社松川測量設計		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 6 号該当		
		本業務は、高木・広瀬線の道路改良に伴い、令和 6 年度に実施した建物等補償調査の報告書について、令和 7 年度の標準書単価にて工作物等の再算定を行うとともに、残地内における附帯工作物の移転の検討を行うものである。 上記事業者は令和 6 年度の指名競争入札において、当該箇所の補償調査を落札した事業者であり調査物件を熟知しているため、合理的かつ迅速な移転工法案の作成が期待できる。 また、自社の積算システムのデータを利用することで、業務の確実な履行が期待できるとともに、新たな業者に委託を行った場合と比較し、工期が 2 ヶ月程度の短縮、経費については、建物等の調査を再度行う必要もなく、220 万円程度の減が見込まれる。 以上の理由により、当初調査を実施した上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 7 月 2 8 日		
業務委託料		1, 870, 000 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	28
担当課	部課等名	総合政策課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 7 1 6 1		
件 名		J R 都城駅 1 階改修業務委託		
業務等の内容		本業務は、J R 都城駅1階の旧観光協会スペースを地域住民と駅利用者のための温かみのある交流スペースへと改修し、駅の利用促進と地域コミュニティの活性化を目的とし、委託するもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市神之山町 4 8 4 1 番地		
	名 称	株式会社下森建装		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		本業務の履行に当たっては、J R 都城駅1階のスペースを交流スペースとしてリノベーションするものである。リノベーションに際しては、交流スペース利用者が過ごしやすく、より快適となる空間づくりが求められるが、価格のみならず、事業者の独創性、創造性等によって、品質が大きく変わることから、広範かつ高度な知識及び豊かな経験を有する事業者を選定する必要がある。 このため、通常の競争入札方式による価格競争ではなく、総合的な能力を事前に確認し、審査を行うことが可能な指名型プロポーザル方式による選定を行うこととした。 本プロポーザルは、令和 7 年 6 月 27 日に 3 社に対してプロポーザルの実施を通知し、その結果、1 社から応募があり、当該事業者による技術提案書に基づく審査を実施し、あらかじめ規定された評価項目に基づき、企画審査及び価格審査を行い、上記事業者を優先交渉者として選定した。 以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 7 月 2 9 日		
契約金額		7, 146, 700 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	29
担当課	部課等名	農産園芸課		
	電話番号	0 9 8 6 － 2 3 － 2 4 2 5		
件 名		木之川内ダム発電機不具合修繕		
業務等の内容		木之川内ダムに設置している発電機について、不具合箇所の修繕を行うもの		
契約の相手方	所在地	福岡県福岡市博多区店屋町 5 番 1 8 号		
	名 称	富士電機株式会社 九州支社		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		当該発電機は、施設所有者でもある国（農林水産省）が、上記事業者の開発した専用の設備を採用し、導入したものである。 このため、本業務の履行に当たっては、上記事業者でなければ適切かつ確実な業務を実施することができない。 仮に他の事業者が本業務を履行し、設備に不具合が発生した場合、その責任の所在が不明確となるばかりでなく、ダムの施設管理に支障を来すおそれもある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 7 月 3 0 日		
契約金額		4, 235, 000 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	30
担当課	部課等名	維持管理課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 5 2		
件 名		令和 7 年度 都城市道路橋定期点検支援業務委託		
業務等の内容		橋梁等の道路施設について 5 年に 1 回ごとの定期点検を行うことが法定化されたことに伴い、「道路橋定期点検要領」に基づき定期点検を支援する業務を委託するもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市旭 1 丁目 2 番 2 号		
	名 称	公益財団法人宮崎県建設技術推進機構		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		平成25年 6 月の道路法改正を受けて平成26年 7 月に施行された道路法施行規則において、各道路管理者は、管理する橋梁等の道路施設について、5 年ごとに 1 回の橋梁点検を行うことが法定化された。また、道路橋に係る定期点検については、全国的に統一した点検・診断を行うため、「道路橋定期点検要領（以下「要領」という。）」が制定され、基準が示された。 本件は、これに基づいて、本市が管理する道路橋に係る今年度の定期点検業務に関し、事務及び業務負担の軽減等を図るために、定期点検に係る発注業務、点検業者の指導・管理、成果品検収業務等の一連の業務（以下「支援業務」という。）を委託するものである。 本業務の履行に当たっては、全ての支援業務において、要領に基づく的確な履行を可能とする経験豊富な技術者を多数有している必要がある。この点、上記法人は、県及び市町村の支援により、土木、建築等に係る業務執行体制を補完・支援するために平成12年に設立され、土木、建築等に関する技術相談支援、積算支援、災害等緊急時支援、施工管理支援、工事検査支援など数々の業務支援実績を有している。 よって、本市が求める要件を満たし、本件の業務を適切かつ確実に履行できる事業者は、上記法人のみであり、同法人に委託することで、点検結果（報告書様式や添付写真等含む。）や健全度の診断において、高い品質の点検成果が期待できる。以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 7 月 3 0 日		
契約金額		104, 230, 500 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	31
担当課	部課等名	資産税課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 4		
件 名		令和 9 年度都城市固定資産評価替えに伴う標準宅地鑑定評価業務委託（Aブロック）		
業務等の内容		3 年に 1 度の評価替えに伴う標準宅地の鑑定評価業務で、市内標準宅地を A ブロック及び B ブロックに 2 分割し、そのうち A ブロックについて不動産鑑定業者を選定し、鑑定評価書作成を委託するもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市前田町 1 5 街区 1 0 の 2 号		
	名 称	株式会社今村鑑定補償		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		本業務は 3 年に 1 度の評価替え（R 9 評価替）に伴う全標準宅地の鑑定評価等を行うものであり、市内全域954地点ある標準宅地を A ・ B ブロックに分割したうち A ブロック業務となる。 鑑定評価は正確性が求められ、評価額決定に当たっては高度な知識や経験に加え近隣宅地とのバランスを図るため本市の地価動向の熟知が必要である。また発注者や関係機関と協議を行い、隣接市町やブロック間の評価額バランスを図ることが必要不可欠であり、調整能力に優れる不動産鑑定業者に依頼することが目的達成に必須である。 このため価格のみの競争入札はなじまず、本市の役務競争入札参加有資格者名簿にて「不動産鑑定」登録の事業者の中から本市地価動向を熟知する市内に本店又は営業所を有する事業者を対象に指名型プロポーザル方式による選定を行った。 本プロポーザルは、令和 7 年 6 月 9 日に 5 者に実施を通知し、その結果 4 者から技術提案書の提出があり、その技術提案書に基づく書類及びプレゼンテーション審査を 7 月 8 日に実施した。書類及びプレゼンテーションの審査では、あらかじめ規定された評価項目に基づく審査を行い、審査の結果、上記事業者を A ブロックの優先交渉者として選定した。 以上の理由により、本プロポーザルの A ブロックにおける優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 7 月 3 1 日		
契約金額		32, 021, 000 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

		番号	32
担当課	部課等名	資産税課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 4	
件 名		令和 9 年度都城市固定資産評価替えに伴う標準宅地鑑定評価業務委託（Bブロック）	
業務等の内容		3 年に 1 度の評価替えに伴う標準宅地の鑑定評価業務で、市内標準宅地を A ブロック及び B ブロックに 2 分割し、そのうち B ブロックについて不動産鑑定業者を選定し、鑑定評価書作成を委託するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市安久町 6 0 4 3 番地 3	
	名 称	株式会社旭総合コンサルタント	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		本業務は 3 年に 1 度の評価替え（R 9 評価替）に伴う全標準宅地の鑑定評価等を行うものであり、市内全域954地点ある標準宅地を A ・ B ブロックに分割したうち B ブロック業務となる。 鑑定評価は正確性が求められ、評価額決定に当たっては高度な知識や経験に加え近隣宅地とのバランスを図るため本市の地価動向の熟知が必要である。また発注者や関係機関と協議を行い、隣接市町やブロック間の評価額バランスを図ることが必要不可欠であり、調整能力に優れる不動産鑑定業者に依頼することが目的達成に必須である。 このため価格のみの競争入札はなじまず、本市の役務競争入札参加有資格者名簿にて「不動産鑑定」登録の事業者の中から本市地価動向を熟知する市内に本店又は営業所を有する事業者を対象に指名型プロポーザル方式による選定を行った。 本プロポーザルは、令和 7 年 6 月 9 日に 5 者に実施を通知し、その結果 4 者から技術提案書の提出があり、その技術提案書に基づく書類及びプレゼンテーション審査を 7 月 8 日に実施した。書類及びプレゼンテーションの審査では、あらかじめ規定された評価項目に基づく審査を行い、審査の結果、上記事業者を B ブロックの優先交渉者として選定した。 以上の理由により、本プロポーザルの B ブロックにおける優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 7 年 7 月 3 1 日	
契約金額		19, 580, 000 円	

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	33
担当課	部課等名	保育課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 4 8 9 4		
件 名		公立保育所等ICT導入に係るネットワーク構築業務委託		
業務等の内容		公立保育所等のICT導入に係るネットワーク構築業務を委託するもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市高千穂通一丁目 6 番 3 8 号		
	名 称	行政システム九州株式会社 宮崎支店		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		本業務は、公立保育所等のICT導入に係るネットワーク構築業務である。現在整備されている都城市庁内ネットワークは上記事業者が導入・構築したものであり、同事業者でなければ本業務の確実な履行を期待できない。仮に本業務を他の事業者に委託した場合、事業者が混在することとなるため、障害発生時の迅速な対応が難しく、その責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 7 月 3 1 日		
契約金額		19, 374, 300 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	34
担当課	部課等名	商工政策課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 3		
件 名		都城市中心市街地中核施設附帯駐車場 昇降機設備修繕		
業務等の内容		都城市中心市街地中核施設附帯駐車場の昇降機設備に関し、巻上ロープ等の設備取替及び調整等の修繕を行うもの		
契約の相手方	所在地	福岡県福岡市中央区天神1-10-20		
	名 称	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 西日本支社		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		本件は、都城市中心市街地中核施設附帯駐車場内にある昇降機 2 機の設備については、耐用年数を超過したため修繕を行うものである。 本施設は、中心市街地中核施設の利用者駐車場であり、昇降機が使用できなくなった場合に、多大な利用料金の減収等が生じるおそれがある。 上記事業者は、同施設の設置当初からエレベーター保守点検に携わっており、また、指定管理者と保守点検業務委託契約を締結している。 さらに、当該施設の施工を行った事業者であることから、施設の構造を十分に理解しており、修繕について迅速かつ的確に実施することが可能である。 仮に、上記事業者以外の者が本業務を行った場合、時間的、経済的にも非効率となり、さらに、不具合が発生した際にも、安全で円滑な対応をすることは難しく、業務に支障が出るおそれが高く、また、その際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由より、上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 7 月 3 1 日		
契約金額		3, 465, 000 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

		番号	35
担当課	部課等名	ふるさと納税課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2	
件 名		SKYWARDを活用したシティプロモーション業務委託	
業務等の内容		JALグループ機内誌「SKYWARD」への掲載デザイン、文章の作成、印刷、各機内への設置までを通して、シティプロモーション業務を委託するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市赤江 宮崎空港内	
	名 称	日本航空株式会社 宮崎支店	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当	
		本業務は、JALグループ機内誌「SKYWARD」への掲載デザイン、文章の作成、印刷、各機内への設置までの全てを含むものである。 JALグループは国内65空港・133路線、国際線66ヶ国/地域・384空港・112便/日（2024年3月31日時点）の広範な運航ネットワークを有しているため、市外へのシティプロモーションを実施する場所としては、大変効果的な場所と言える。 その中でも、JALグループ機内誌「SKYWARD」は、国内線約293万人、国際線約36万人の閲覧可能者数を誇り、全席のシートポケットにプリセットされることで搭乗者全員への情報リーチ可能性があるものである。特に注目すべきはJALグループ航空券利用者層で、約7割が男性、40代から60代の消費をリードする世代が中心であり、利用者の30%が世帯収入1000万円以上という高所得者層である。この層はふるさと納税の主要ターゲットと合致している。また、8月27日の発行時期は、ふるさと納税ポータルサイトでのポイント廃止により関心が高まる時期と重なることから、同話題を通じて記事を掲載することで、記事への興味関心が高まり、より効率的なシティプロモーション効果が期待できる。 機内誌「SKYWARD」の取扱いを上記事業者に限られるため、特定される。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 7 年 7 月 3 1 日	
契約金額		1, 100, 000 円	

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	36
担当課	部課等名	デジタル統括課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 5 6		
件 名		都城市デジタル技術活用支援業務委託		
業務等の内容		「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」の推進を図るため、障がい者のデジタル技術活用支援や親子プログラミング講座など、多様な主体がデジタル技術に触れる機会を創出する事業を委託するもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市吉尾町 7 7 番 8		
	名 称	学校法人都城コア学園		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		本業務は、障がい者のデジタル活用支援、親子プログラミング講座を行うことで、さまざまな立場の市民がデジタル技術に触れる機会を創出し、地域社会におけるデジタル化の推進を図るものである。業務の実施にあたっては、デジタル分野の専門知識と、受講者の特性やレベルに応じた支援を行う技術が必要となる。 上記法人は、I C Tエンジニア科を有し、デジタル分野における高い知見・技術を有している。加えて、都城デジタル化推進協議会に参画し、高齢者向け支援の一端を担うとともに、認知症患者や地域住民向け P C 教室を行う等、受講者の特性等に配慮した支援の実績とノウハウがある。 また、同法人は、社会福祉士、介護福祉士及び看護師の資格を持ち、実務経験がある介護福祉科教員が 3 名在籍し、障がい者に配慮した対応が可能である。併せて、小学校教員向けのプログラミング教室を実施した経験があり、子ども向けのプログラミング教育にも精通している。 このように、同法人は、本業務を適切に履行できる体制が整っている。さらに、高等教育機関の知見を地域に還元し、市と高等教育機関が連携して地域社会の発展に繋がる事業を行うことは、本市の施策の方向性とも一致する。 加えて、令和 4 年度、5 年度、6 年度に同法人と業務委託契約を締結した結果、参加者より好評を得ており、継続を望む声がある。 以上の理由により、同法人と随意契約をするものである。		
契約締結日		令和 7 年 8 月 1 日		
契約金額		1, 100, 000 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	37
担当課	部課等名	健康課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5		
件 名		都城市国民健康保険 1 8 歳から 3 9 歳までの健康診査業務委託		
業務等の内容		令和 7 年度内に18歳から39歳までの年齢に到達する都城市国民健康保険被保険者を対象とした健康診査業務を委託するもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市姫城町 8 街区 2 3 号		
	名 称	公益社団法人都城市北諸県郡医師会		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		本業務の履行に当たっては、これまで都城健康サービスセンターに委託しており、過去のデータを追跡管理し、事後指導にも活用するためにはこれまでと同じ健診機関にて引き続き実施する必要がある。 以上の理由により、同センターの指定管理者である上記法人と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 8 月 1 日		
契約金額		3, 462, 500 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	38
担当課	部課等名	住宅施設課		
	電話番号	0 9 8 6 － 2 3 － 3 1 0 5		
件 名		住宅管理システム更新業務委託		
業務等の内容		住宅管理システムの更新業務を委託するもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市錦町 1 － 1 0		
	名 称	富士通 J a p a n 株式会社 西日本公共ビジネス統括部（宮崎）		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		本件は、本市で導入している住宅管理システム（以下「本システム」という。）が搭載されているサーバー機器の老朽化に対応するため機器を更新し、本システムを移設するとともに本市の基幹系システム標準化に対応するため連携改修を行う業務である。 本システムは、上記事業者が開発・導入したものであり、同事業者でなければ本業務の確実な履行を期待できない。 仮に本業務を他の事業者に委託した場合、本システムに不具合が生じ行政事務に支障が出るおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 8 月 1 日		
契約金額		25, 641, 000 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

		番号	39
担当課	部課等名	山田_産業建設課	
	電話番号	0 9 8 6 － 6 4 － 1 1 1 3	
件 名		庄内・山田線支障木伐採業務委託	
業務等の内容		支障木伐採・処分業務 一式 路肩土砂除去・処分業務 一式	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市山田町山田 2 1 1 2 番地 3	
	名 称	丸昭建設株式会社	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 6 号該当	
		市道庄内・山田線において、維持管理課が舗装工事を発注し、株式会社丸昭建設が現在施工中であるが、当該路線では山側から道路上に立木の枝葉が伸びており、車両通行の支障となっている。また、路肩部分には土砂が堆積し、雑草が繁茂している状態であり、安全な通行確保及び舗装工事の適切な施工のためには、これらの立木伐採及び土砂撤去が必要である。 株式会社丸昭建設は既に当該路線で作業を行っており、現場状況を熟知している。一体的な施工により交通規制回数の削減が可能となり、工程の最適化が図られ、全体工期の短縮が見込まれる。これにより、道路利用者及び地域住民への影響を最小限に抑えることが可能となる。また、現場の安全管理体制が一元化され、事故防止及び円滑な作業進行が期待できる。 以上の理由から、現在舗装工事を施工中の株式会社丸昭建設と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 7 年 8 月 4 日	
契約金額		1, 409, 012 円	

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	40
担当課	部課等名	秘書広報課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 3 1 7 4		
件 名		市政 P R 広告業務		
業務等の内容		市政広報の一環として、発注者が作成した市政を P R する原稿内容を宮崎日日新聞に掲載し、市政を広く周知するもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市中原町 3 9 街区 1 号		
	名 称	株式会社都城宮日サービスセンター		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		本件は、市政広報の一環として、新聞紙面に市政を P R する広告を掲載し、市政を広く周知することを目的としていることから、本市で最多の発行部数の宮崎日日新聞に紙面広告を掲載することが最も効果的な方法である。 なお、宮崎日日新聞への広告掲載に当たっては、同新聞社の広告代理店である上記事業者と契約する必要がある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。 各新聞社の市内販売部数（令和 7 年 4 月時点） 1. 宮崎日日新聞 2 0, 4 4 0 部 2. 朝日新聞 1, 7 3 5 部 3. 毎日新聞 2, 5 9 7 部 4. 読売新聞 3, 8 5 5 部 5. 日経新聞 7 3 5 部		
契約締結日		令和 7 年 8 月 5 日		
契約金額		1, 622, 500 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	41
担当課	部課等名	山田_産業建設課		
	電話番号	0 9 8 6 － 6 4 － 1 1 1 3		
件 名		四方面山紅葉の森維持管理業務委託		
業務等の内容		山田町山田四方面山整備区域の下草整備に関する業務を委託するもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市早鈴町5085番地		
	名 称	都城森林組合		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
		本業務を実施するためには、通常の草刈り業務等とは異なり、造林・育林作業等の特殊な技術及び労務の確保を必要とし、かつ、山林という現場に精通していなければならない、受注者には経験豊富な人材と組織力が求められる。 上記事業者は、類似業務に豊富な実績を有し、本業務の受注者として必要な上記の条件を満たし、確実な業務遂行が可能な唯一の事業者である。 以上の理由により、上記組合と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 8 月 5 日		
契約金額		1, 592, 800 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	42
担当課	部課等名	都城島津邸		
	電話番号	0 9 8 6 － 2 3 － 2 1 1 6		
件 名		都城島津伝承館特別展用宣材等制作業務委託		
業務等の内容		都城島津伝承館特別展「怪異の受容と南九州」用宣材等制作の業務を委託するもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市都北町7166番地		
	名 称	株式会社文昌堂		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
		本業務は都城島津伝承館特別展用宣材等制作業務である。 本業務の履行に当たっては、関連業務の実績に基づく専門的知識やノウハウを踏まえたアドバイス、提言等、高い企画力・提案力が必要であるため、3者を対象に指名型プロポーザル方式により選定を行うこととした。 本プロポーザルは、令和7年7月15日に3者に対してプロポーザルの実施を通知し、その結果3者から応募があり、参加資格審査を経て、当該3者による技術提案書に基づく書類審査を8月1日に実施した。本審査では、あらかじめ規定された評価項目に基づき価格評価及び企画評価を行い、その結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。 以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 8 月 5 日		
契約金額		1, 686, 025 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	43
担当課	部課等名	生涯学習課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 5		
件 名		都城市立図書館 空調設備修繕		
業務等の内容		市立図書館空調設備の修繕・整備 ・フィルタ交換・修繕 ・カフェ系統送排風機類の交換・修繕 ・空調機器整備		
契約の相手方	所在地	福岡県福岡市博多区堅粕三丁目16番41号		
	名 称	日本空調サービス株式会社 九州支店		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
		本修繕は、都城市立図書館（以下「本図書館」という。）の空調設備のフィルタやカフェ系統給排気ファン経年の劣化に伴う部品交換や、空調設備の定期整備を行うものである。 本図書館は、中心市街地内に位置する教育施設として、年間約360日開館するとともに、午前9時から午後9時まで長時間開館しており、空調機能が正常に機能しないことは、利用者が本図書館を快適に利用することの妨げにつながる。 上記事業者は、現在、当該空調設備の保守点検業務を受託しており、同設備の運転状況や部品劣化等の把握に熟知している。 仮に他の事業者が本修繕を施工した場合、保守点検事業者と修繕事業者が混在することになり、保守点検事業者である上記事業者は本修繕の内容の詳細を把握できないため、同設備に故障が生じたときに速やかな対応が行えず、施設利用に多大な影響を来す可能性があり、その責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和7年8月7日		
契約金額		4,271,300 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	44
担当課	部課等名	教育政策課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3		
件 名		都城市立小・中学校用印刷機保守管理及び消耗品等供給業務		
業務等の内容		都城市立小・中学校用印刷機の保守管理及び消耗品等の供給業務を行うもの (令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 1 2 年 9 月 3 0 日までの 5 年間の長期継続契約)		
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市早鈴町1651番地1		
	名 称	有限会社うすいデサキデポ		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		印刷機の調達においては、一般的に機器の保守契約が付随するため、仮に機器の賃貸借のみを先に競争入札に付し、その後保守契約を締結すれば、保守料について競争が働かなくなり、市に不利な条件で保守契約を締結しなければならないおそれがある。 このような状況を回避し、総合的な価格において有利な調達を図るため、機器の賃料及び5年間の保守料の合計金額の見積書の提出による競争を行った結果、上記事業者の見積額が予定価格を下回り、かつ安価であったため、同事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 8 月 8 日		
契約金額		13, 101, 000 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	45
担当課	部課等名	教育政策課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3		
件 名		都城市立小・中学校用印刷機賃貸借		
業務等の内容		都城市立小・中学校用印刷機の賃貸借を行うもの (令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 1 2 年 9 月 3 0 日までの 5 年間の長期継続契約)		
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市早鈴町1651番地1		
	名 称	有限会社うすいデサキデポ		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		印刷機の調達においては、一般的に機器の賃貸借契約のみならず、当該機器の保守契約についても併せて行うため、仮に機器の賃貸借のみを先に競争入札に付し、その後保守契約を締結すれば、保守料について競争が働かなくなり、市に不利な条件で保守契約を締結しなければならないおそれがある。 このような状況を回避し、総合的な価格において有利な調達を図るため、機器の賃料及び保守料の合計金額の見積書の提出による競争を行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であったため、同事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 8 月 8 日		
契約金額		5, 016, 000 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	46
担当課	部課等名	教育政策課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3		
件 名		学校用電子複写機保守管理及び消耗品等供給業務		
業務等の内容		学校用電子複写機の保守管理及び消耗品等の供給業務を行うもの (令和7年10月1日から令和12年9月30日までの5年間の長期継続契約)		
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市郡元町3325番地67		
	名 称	有限会社都城事務機		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
		電子複写機の調達においては、必然的に当該機器の保守契約が付随するため、仮に機器の賃貸借のみを先に競争入札に付し、その後保守契約を締結すれば、保守料について競争が働かなくなり、市に不利な条件で保守契約を締結しなければならないおそれがある。 このような状況を回避し、総合的な価格において有利な調達を図るため、機器の賃料及び5年間の保守料の合計金額の見積書の提出による競争を行った結果、上記事業者の見積額が予定価格を下回り、かつ安価であったため、同事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和7年8月8日		
契約金額		1,893,606 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	47
担当課	部課等名	教育政策課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3		
件 名		学校用電子複写機賃貸借		
業務等の内容		学校用電子複写機の賃貸借を行うもの (令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 1 2 年 9 月 3 0 日までの 5 年間の長期継続契約)		
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市郡元町3325番地67		
	名 称	有限会社都城事務機		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		電子複写機の調達においては、一般的に機器の賃貸借契約のみならず、当該機器の保守契約についても併せて行うため、仮に機器の賃貸借のみを先に競争入札に付し、その後保守契約を締結すれば、保守料について競争が働かなくなり、市に不利な条件で保守契約を締結しなければならないおそれがある。 このような状況を回避し、総合的な価格において有利な調達を図るため、機器の賃料及び保守料の合計金額の見積書の提出による競争を行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であったため、同事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 8 月 8 日		
契約金額		1, 108, 800 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

		番号	48
担当課	部課等名	山田_産業建設課	
	電話番号	0 9 8 6 － 6 4 － 1 1 1 3	
件 名		駒発電所 上水槽除塵機修繕	
業務等の内容		駒発電所上水槽除塵機のレーキ主チェーン及びsprocketを取替修繕するもの	
契約の相手方	所在地	福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目 9 番 2 2 号	
	名 称	株式会社ニシコー	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当 駒発電所の除塵機は上記事業者が設置工事を行っており、現場の状況を十分に熟知している。 仮に他の事業者が本修繕を行った場合、その後に発生した不具合について責任の所在が不明確となり、発電所の運営に多大な影響を及ぼす可能性がある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 7 年 8 月 1 2 日	
契約金額		5, 390, 000 円	

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	49
担当課	部課等名	教育政策課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3		
件 名		学校用パソコン等修繕 菓子野小学校ほか4 9 件		
業務等の内容		市内小・中学校に配置されている端末の修繕を行うもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市花繰町20号8番地		
	名 称	株式会社システム・ナイン		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		本件は、市内小・中学校に配置されている校務支援システム等の学校用システムで利用する端末の内、故障した端末の修繕を行うものである。 本端末の調達契約において、故障した端末等の回収やメーカーへの発送を上記業者が行うことになっていること、端末の修繕後に、システムやネットワーク用の設定を、修繕前と同等の状態にして納品する必要があることから、本端末の調達契約業者であり、また、市内小・中学校の校内ネットワークの導入・整備を行った上記業者と随意契約をするものである。		
契約締結日		令和 7 年 8 月 1 3 日		
契約金額		1, 987, 920 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	50
担当課	部課等名	地域振興課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 3 2		
件 名		第 1 6 回都城民俗芸能祭発表会等開催業務委託		
業務等の内容		本市の貴重な文化遺産を後世に伝えていくために、日頃地域で活動している民俗芸能保存会が、広く市民にその芸能を披露するための場として民俗芸能祭を開催する業務を委託するもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市北原町 1 1 0 6 番地 1 0 0		
	名 称	公益財団法人都城市文化振興財団		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		上記法人は、都城市とその周辺地域における芸術文化の向上及び振興を図るための事業を行うとともに、地域住民の主体的で創造的な芸術文化活動を促進し、豊かな地域文化の発展と形成に寄与するといった、本来、市が直接取り組むべき役割を担うことを目的として設立された法人である。 本事業は、古くから霧島盆地地域に伝わる「民俗芸能」を、広く市民に披露するためのものであり、その趣旨は、同法人の設立趣旨と一致する。また、同法人のほかに本事業を実施可能とする施設を有する団体はない。 以上の理由により、同法人と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 8 月 1 4 日		
契約金額		1, 615, 000 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	51
担当課	部課等名	総合政策課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 7 1 6 1		
件 名		旧都城市民会館跡地活用複合施設整備基本計画策定業務委託		
業務等の内容		旧都城市民会館跡地を活用した複合施設の整備に係る基本計画策定を委託するもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市高千穂通 1-6-3 8		
	名 称	建設技術研究所・岩切設計共同体		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		本業務は、旧都城市民会館跡地を活用した、複合施設の整備に係る基本計画の策定業務である。 本業務の履行に当たっては、関連業務の実績等に基づく専門的知識やノウハウを踏まえた、高い企画力、提案力が必要であるため、公募型プロポーザル方式により選定を行うこととした。 本プロポーザルは、令和 7 年 6 月 1 6 日にプロポーザルの実施を公告し、結果、2 社から技術提案書の提出があり、提案書に基づく審査を、7 月 2 2 日に実施した。審査では、あらかじめ規定された評価項目に基づき、価格審査及び企画審査を行い、審査の結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。 以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 8 月 1 8 日		
契約金額		22, 000, 000 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

		番号	52
担当課	部課等名	高崎_地域生活課	
	電話番号	0 9 8 6 － 6 2 － 1 1 1 2	
件 名		都城市高崎福祉保健センター移動観覧席本体駆動部品交換修繕	
業務等の内容		高崎福祉保健センターの電動式移動観覧席の本体駆動部品の交換修繕を行うもの	
契約の相手方	所在地	東京都武蔵村山市伊奈平一丁目70番2号	
	名 称	K S S 株式会社	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		本件は、高崎福祉保健センター多目的ホール内にある電動式移動観覧席設備について、経年劣化した本体駆動等の部品を交換修繕するものである。 上記事業者は、当該設備の設置事業者であり、また、保守点検業者でもあるため、設備全般に精通しており、施行後の監視・点検体制もスムーズに行える。 仮に他事業者が本修繕を行った場合、保守事業者と修繕事業者が混在することになり、事故等が発生した際の責任の所在が不明確となるほか、性能保証も得られなくなるおそれがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 7 年 8 月 1 8 日	
契約金額		2, 218, 700 円	

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	53
担当課	部課等名	教育政策課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3		
件 名		ウイルス対策ソフト導入業務委託		
業務等の内容		校務用パソコンのウイルス対策ソフトの更新を行うため、ライセンス取得及びそれに伴うバージョンアップ等作業を行うもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市花繰町20号8番地		
	名 称	株式会社システム・ナイン		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
		本件は、都城市内の各小中学校のネットワークに接続している、校務用パソコンのウイルス対策ソフトの更新に関する業務を委託するものである。 ウイルス対策ソフトの更新は、ネットワークを安全に運用するため必要不可欠な作業であり、そのウイルス対策ソフト及びネットワークは上記事業者が導入及び設定をしたものである。 本業務を上記事業者以外の事業者へ委託した場合、バージョンアップ等の作業において、障害が発生した際に迅速な対応が難しく、その責任の所在も不明確となるため、同事業者が今回の委託業務を確実に履行することが期待できる唯一の事業者である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 8 月 1 8 日		
契約金額		4, 702, 060 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	54
担当課	部課等名	ふるさと納税課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2		
件 名		KABU&ふるさと納税 予約型広告（9月分）掲出業務		
業務等の内容		KABU&ふるさと納税トップページへバナー広告を掲出するもの		
契約の相手方	所在地	東京都港区虎ノ門4丁目1番1号		
	名 称	株式会社カブ&ピース		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
		本業務は、K A B U & ふるさと納税のトップページにバナー広告を掲出することで、本市返礼品への訴求力を高めるものである。 上記事業者は、通常のポータルサイトが実施している「ポイント付与」ではなく、「株引換券の配布」という唯一無二のユニークな取組みにより、昨年11月のサービス開始以来、大きく寄附を伸ばしており、本市においても4大ポータル（楽天、さとふる、ふるさとチョイス、ふるなび）に次ぐシェアを占めている。 8月においても広告を掲出することで、順調に寄附額を伸ばしており、9月の駆け込み時期に向けて多額の寄附獲得が期待できるサイトとなっている。 以上の理由により、本件の契約の相手方は上記事業者に特定されることから、同事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和7年8月19日		
契約金額		1,870,000 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	55
担当課	部課等名	商工政策課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 3		
件 名		中心市街地中核施設等イルミネーション設置等業務委託		
業務等の内容		中心市街地中核施設等にイルミネーション設置及び撤去を行う業務を委託するもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市大字本郷北方 2 7 5 3 番地 5		
	名 称	株式会社 A V C 放送開発		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		本業務は、中心市街地中核施設等イルミネーション設置等業務委託である。 本業務の履行に当たっては、イルミネーションの設置だけではなく、中心市街地に来訪者を誘引し回遊できる魅力的なデザインや、設置期間中の安定した稼働など、企画・管理の一体的な業務遂行が求められる。 このため、芸術性及び創造性など、高度な技術力、企画力及び経験を必要とし、都城市プロポーザル方式の実施に関する要綱第 3 条第 1 号に該当するため、総合的な能力を事前に確認、審査を行うことが可能な公募型プロポーザル方式により業務受託者の選定を行うこととした。 本プロポーザルでは 1 者からの参加表明書の提出があり、当該 1 者による技術提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を 7 月 30 日に実施した。審査では、あらかじめ規定された評価項目に基づき価格審査及び技術審査を行い、審査の結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。 以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 8 月 2 0 日		
契約金額		56, 474, 000 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	56
担当課	部課等名	みやこんじょPR課		
	電話番号	0986-23-2615		
件名		東京モノレール車両内ポスター掲出業務委託		
業務等の内容		東京モノレール車両内に都城に関するポスターを掲出することにより、都城市の魅力を対外的にPRする業務を委託するもの		
契約の相手方	所在地	東京都港区芝大門1丁目4番8号		
	名称	株式会社モノレール・エージェンシー		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
		本業務は、東京モノレール車両内に、都城に関する窓上ポスター及びドア横・中吊りポスターを掲出し、都城市の魅力を対外的にPRする業務である。 東京モノレールの各ターミナル駅は、羽田空港の出発・到着ロビーに直結しており、アクセスが容易であることに加え、運行時間帯は早朝から深夜までと広く、高頻度で運行していることから、利便性の高い交通機関として選ばれており、1日あたり9万人を超える利用者にPRが可能である。また、本市がモノレール浜松町駅で実施している改札やPR看板等の他の広告との相乗効果を生むことができる。 同車両の広告媒体管理業務を担うのは上記事業者のみであり、契約の相手方は上記事業者に特定される。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和7年8月22日		
契約金額		8,558,000 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	57
担当課	部課等名	みやこんじょ P R 課		
	電話番号	0 9 8 6 － 2 3 － 2 6 1 5		
物品の名称		事業用ゴーカート、バッテリーカー		
物品の詳細		事業用ゴーカート2人乗り、バッテリーカー		
契約の相手方	所在地	埼玉県秩父市みどりが丘 5 2		
	名 称	ミゼッティ工業株式会社		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		本件は、高城観音池公園において、園内を回遊する遊具として事業用2人乗りゴーカート、バッテリーカー（以下、「ゴーカート等」という。）を購入するものである。 高城観音池公園における主要なゴーカート等は全て同事業者の製品であり、他社と比べて座席とブレーキの間隔が短く、来園者の多数を占める小学生等、小柄な方でもブレーキに足が届き、安全に運転ができるため、稼働率が高く利用者より好評である。 また、同事業者から購入することにより、既存の機器との一体的な調整及び管理点検が可能となるため、運用の効率化が図られ、また予算の削減にも貢献できる。 以上の理由により、上記業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 8 月 2 2 日		
契約金額		1, 859, 000 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	58
担当課	部課等名	消防局警防救急課		
	電話番号	0 9 8 6 － 2 2 － 8 8 8 3		
物品の名称		高度救命処置シミュレーター		
物品の詳細		高度救命シミュレーターを更新するもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市大塚町樋ノ口2004番地3		
	名 称	株式会社キシヤ 宮崎営業所		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		高度救命処置シミュレーターの納品について、取り扱いの可否を県内営業所まで確認したところ、3 者から対応可能と連絡はあったが、入札の段階で 2 者辞退となり入札の中止となった。 本来なら、再入札となるが、仮に県外事業者が落札した場合、メンテナンス等が発生した場合の早急な対応が困難であり、救急訓練、研修等に影響が出る可能性がある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 8 月 2 2 日		
契約金額		2, 455, 200 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	59
担当課	部課等名	都市計画課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 2		
件 名		都計第 1 号 都城市立地適正化計画改定業務委託		
業務等の内容		平成 3 1 年に策定された都城市立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）について、現在までの計画進捗状況の確認及び計画の中間評価を行うとともに、令和 2 年 9 月都市再生特別措置法に定められた防災指針の作成、最新の情報に基づく誘導区域及び誘導施策を検討するなど計画の改定を行うもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市中村東三丁目4番46号		
	名 称	日本工営都市空間株式会社 宮崎事務所		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		本業務の履行に当たっては、関連業務の実績に基づく専門的知識やノウハウを踏まえたアドバイス、提言等、高い企画力・提案力が必要であるため、公募型プロポーザル方式により選定を行うこととした。 本プロポーザルは、令和 7 年 6 月 1 2 日にプロポーザルの実施を公告し、その結果 3 者から応募があり、参加資格審査を経て、当該 3 者による技術提案書に基づく書類審査及びプレゼンテーション審査を 7 月 2 8 日に実施した。 書類審査及びプレゼンテーション審査では、あらかじめ規定された評価項目に基づき価格審査及び企画審査を行い、審査の結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。 以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 8 月 2 5 日		
契約金額		21, 395, 000 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	60
担当課	部課等名	山田_産業建設課		
	電話番号	0 9 8 6 － 6 4 － 1 1 1 3		
件 名		山田活性化センターかかし館浄化槽機器類取替修繕		
業務等の内容		浄化槽の放流ポンプ、ブロワーの取替修繕及びタイマー設置を行うもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市吉尾町2159番地		
	名 称	株式会社都城北諸地区清掃公社		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		山田活性化センター（かかし館）の浄化槽は、ブロワー、ポンプが更新時期を過ぎており、異音が発生している。 ブロワーは浄化槽の曝気槽を攪拌し酸素を送り、曝気槽の微生物が有機物を分解している。ブロワーが止まれば、曝気槽の微生物が死滅し、悪臭発生と放流水の基準値超過のおそれがあるため、施工業者には精確かつ確実な施工が求められる。 上記事業者は、山田活性化センターの浄化槽維持管理を行っている保守点検業者であるため、専門的知識を有し、精確かつ確実な施工が望める。 仮に他の事業者が本修繕を施工した場合、保守点検事業者と修繕事業者が混在することになり、保守点検事業者である上記事業者は本修繕の内容詳細を把握できないため、機器に不具合が生じた時に速やかな対応が行えず、施設利用に支障をきたすおそれがあり、その責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 8 月 2 6 日		
契約金額		1, 697, 300 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

		番号	61
担当課	部課等名	財産活用課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 7 2	
件 名		官民共創スペース等構築事業業務委託	
業務等の内容		本庁舎本館地下 2 階の有効活用を図るため、官民共創スペースの整備を行うもの	
契約の相手方	所在地	東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号	
	名 称	コクヨマーケティング株式会社	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当	
		本業務は、官民共創スペース等構築事業業務委託である。 本業務の履行に当たっては、関連業務の実績に基づく専門的知識やノウハウを踏まえたアドバイス、提言等、高い企画力・提案力が必要であるため、公募型によるプロポーザル方式により選定を行うこととした。 本プロポーザルは、令和 7 年 5 月 2 3 日にプロポーザルの実施を公告し、その結果 2 者から応募があり、参加資格審査を経て、当該 2 者による技術提案書に基づくプレゼンテーションを 7 月 2 2 日に実施した。 プレゼンテーションでは、あらかじめ規定された評価項目に基づく価格審査及び企画審査を行い、審査の結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。 以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 7 年 8 月 2 7 日	
契約金額		92, 950, 000 円	

令和 7 年度 随意契約理由書

		番号	62
担当課	部課等名	維持管理課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 5 2	
件 名		高野・夏尾線 路肩修繕	
業務等の内容		令和7年7月の豪雨により被災した高野・夏尾線の路肩復旧を行うもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市志比田町 4 5 0 9 番地 1	
	名 称	有限会社四季設備	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 5 号該当	
		本案件は、令和5年災の高野・夏尾線道路災害復旧工事（令和7年3月竣工）の現場において、擁壁本体と地山部分の取付箇所が7月の豪雨により被災したため復旧を行うものである。被災の拡大は擁壁本体の構造に影響を及ぼす恐れがあり、早急な対応を要することから、競争入札に付する時間がない。 被災箇所は擁壁本体に近接しており、施工には構造への影響を考慮した施工が求められるが、当該業者は元の災害復旧工事を実施しており、技術的詳細を熟知していることから、効率的かつ適切な施工が期待できる。 また、同一業者による施工で品質保証と責任の所在が明確になることから、当該業者との随意契約するものである。	
契約締結日		令和 7 年 8 月 2 7 日	
契約金額		2, 332, 000 円	

令和 7 年度 随意契約理由書

		番号	63
担当課	部課等名	維持管理課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 5 2	
件 名		田野 1 6 2 号線 路肩修繕	
業務等の内容		令和7年7月の豪雨により被災した田野162号線の路肩復旧を行うもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市山田町山田 9 3 8 0 番地	
	名 称	段建設工業株式会社	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 5 号該当	
		本案件は、令和5年災の田野162号線道路災害復旧工事（令和7年2月竣工）の現場において、擁壁本体と地山部分の取付箇所が7月の豪雨により被災したため復旧を行うものである。被災の拡大は擁壁本体の構造に影響を及ぼす恐れがあり、早急な対応を要することから、競争入札に付する時間がない。 被災箇所は擁壁本体に近接しており、施工には構造への影響を考慮した施工が求められるが、当該業者は元の災害復旧工事を実施しており、技術的詳細を熟知していることから、効率的かつ適切な施工が期待できる。 また、同一業者による施工で品質保証と責任の所在が明確になることから、当該業者との随意契約を締結するものである。	
契約締結日		令和 7 年 8 月 2 7 日	
契約金額		1, 864, 500 円	

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	64
担当課	部課等名	みやこんじょ P R 課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5		
件 名		豪雨災害に伴う関之尾公園土砂流出復旧及び施設修繕		
業務等の内容		関之尾公園において、令和7年8月7日～8日にかけて発生した豪雨災害により、公園内に甚大な被害が生じたため、緊急復旧修繕を行うもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市庄内町 7 3 7 3 番地 1		
	名 称	有限会社日翔建設		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 5 号該当 本業務は、関之尾公園において、令和7年8月7日～8日にかけて発生した豪雨災害により、公園内に甚大な被害が生じたため、緊急復旧修繕を行うものである。被害状況としては、河川の氾濫により、流木が公園内に流入し木柵の損壊、地盤の陥没、土砂の流出等が発生している。特に流木により遊歩道を通行止めさせざるを得ない状況となっており、観光客の安全な通行が確保できず、公園利用に重大な支障をきたしている。 当公園は本市の重要な観光資源であり、秋には紅葉などで多くの観光客でにぎわう時期を迎える。また、今秋には大規模なイベントを控えており、開催までに公園機能を回復させることが急務である。 有限会社日翔建設は、当公園のリニューアルオープン時にも多くの整備業務を請け負っており、公園内の地形や施設構造を熟知しているため、被害状況の迅速な把握と効率的な復旧作業が可能であり、限られた時間内での確実な修繕完了が期待できる。 以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 8 月 2 8 日		
契約金額		4, 516, 945 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	65
担当課	部課等名	維持管理課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 5 2		
委託業務名		単災測 第 4 号 大塚・踊橋線測量設計業務委託		
業務概要		令和 7 年 8 月 6 日から 8 月 1 1 日にかけて発生した豪雨により被災した道路の災害復旧工事に伴い、測量・設計・調査を行うものである。		
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市中原町 6 街区 7 号		
	名 称	株式会社都城技建コンサルタント		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 5 号該当		
		災害が発生した市道大塚・踊橋線は、車道部が崩壊し、全面通行止めを実施している。被災箇所は地山が露出しており、非常に不安定な状況にあるため、早急に対処しなければ被害がさらに拡大する可能性が極めて高い。 また、国への災害査定申請にあたり、査定までの準備期間が短く、速やかに測量・設計業務に着手する必要がある。災害査定に必要な図面の作成や復旧工法の検討等も早急に行わなければならないため、本件については競争入札に付する時間的余裕がない。 そのため、実績のある業者が複数在籍している都城地区建設コンサルタント協会に相談したところ、当該事業者が対応可能と連絡があった。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 8 月 2 8 日		
業務委託料		5, 258, 000 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	66
担当課	部課等名	いきいき長寿課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 8 5		
件 名		都城市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託		
業務等の内容		介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務を委託し、ニーズ調査の実施、集計、比較及び分析ならびに個人結果票の作成及び送付を委託するもの		
契約の相手方	所在地	熊本県熊本市中央区辛島町 8 番 2 3 号		
	名 称	株式会社サーベイリサーチセンター 南九州事務所		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		本業務は、都城市の日常生活圏域における高齢者の心身の状況や置かれている環境等を把握するための介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施、第10期都城市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の基礎資料とするほか、回答者へ個人結果票を送付するものである。 本業務の履行に当たっては、関連業務の実績に基づく専門的知識やノウハウを踏まえたアドバイス、提言等、高い企画力・提案力が必要であるため、公募型プロポーザル方式により選定を行うこととした。 本プロポーザルは、令和 7 年 6 月 4 日に募集要項の公表を行い、その結果 1 者から応募があり、当該 1 者による技術提案書に基づくプレゼンテーションを 7 月 24 日に実施した。 審査では、あらかじめ規定した評価項目に基づき技術審査及び価格審査を行い、審査の結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。 以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 8 月 2 9 日		
契約金額		13, 981, 000 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	67
担当課	部課等名	維持管理課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 5 2		
委託業務名		単災測 第5号 神応寺川測量設計業務委託		
業務概要		令和7年8月6日から8月11日にかけて発生した豪雨により被災した河川の災害復旧工事に伴い、測量・設計・調査を行うもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市早水町 3 5 4 4 番地 4		
	名 称	近代技建株式会社		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 5 号該当		
		災害が発生した市河川神応寺川は、河川の越水によりブロック積の背面側に水が進入したことで、ブロック積みが前面にせり出し、非常に不安定な状況にあるため、早急に対処しなければ被害がさらに拡大する可能性が極めて高い。 また、国への災害査定申請にあたり、査定までの準備期間が短く、速やかに測量・設計業務に着手する必要がある。災害査定に必要な図面の作成や復旧工法の検討等も早急に行わなければならないため、本件については競争入札に付する時間的余裕がない。 実績のある業者が複数在籍している都城地区建設コンサルタント協会に相談したところ、当該事業者が迅速に対応が可能であった。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 8 月 2 9 日		
業務委託料		5, 390, 000 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	68
担当課	部課等名	市民税課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 7 1 6 9		
件 名		市民税帳票パンチ業務委託		
業務等の内容		給与支払報告書及び給与支払報告書総括表のパンチ入力業務を委託するもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市大字恒久字小橋 4 4 0 0 番地 4		
	名 称	株式会社データシステム		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		本件は、一体となった 2 種類の帳票のデータパンチ業務を単価契約により委託するものであるが、帳票ごとに通常の競争入札を実施し、落札業者が異なることとなった場合、本業務を円滑に遂行することが極めて困難になる。 以上の理由により、給与支払報告書及び給与支払報告書総括表のデータパンチ入力を同じ事業者に委託するものとし、帳票ごとのデータパンチ入力に係る委託料の合計金額の見積書の提出による競争を行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であったため、同事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 9 月 5 日		
契約金額		4, 884, 924 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	69
担当課	部課等名	地域振興課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 3 2		
件 名		都城市総合文化ホール吸収冷温水機真空系消耗部品交換修繕		
業務等の内容		都城市総合文化ホールの吸収冷温水機の修繕を行うもの		
契約の相手方	所在地	福岡県福岡市博多区博多駅南四丁目 6 番 2 3 号		
	名 称	パナソニック産機システムズ株式会社 九州支店		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		都城市総合文化ホールの空調設備のうち吸収冷温水機について、保守点検で真空状態の不具合を指摘された。 このまま放置すれば、冷房能力の低下や故障の原因となり、ひいては利用者のサービス低下に繋がることから、早急な修繕が求められる。 上記事業者は、都城市総合文化ホールの空調設備について当初から設計・施工に携わっているため、当該設備全体を把握しており、確実な修繕を履行することができる。 また、仮に他事業者が本修繕を行った場合、その後に発生した不具合について、責任の所在が不明確になり、メーカーの保証が受けられなくなるおそれもある。 さらに、上記事業者は、舞台機構設備について、指定管理者と保守点検業務委託契約を締結しており、定期的保守点検等に併せて修繕作業をすることで作業費等の経費節減が見込まれる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 9 月 5 日		
契約金額		1, 705, 000 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	70
担当課	部課等名	農村整備課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 2 7		
委託業務名		令和 7 年災 第 2 号 田平地区 災害測量設計業務委託		
業務概要		令和 7 年 8 月 7 日から 8 日の豪雨により被災した農地の災害復旧工事に必要な測量設計を行うもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市都北町5511番地4		
	名 称	株式会社コスモエンジニアリング		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 5 号該当		
		令和 7 年8月7日から 8 日の豪雨により農地法面が被災しており、農地・農業用施設災害復旧事業に申請するために必要な測量設計業務を行うものである。 災害復旧事業では国の災害査定申請に当たり、災害査定までの準備期間が短く早急に測量設計業務に取り掛かる必要がある。災害査定のための図面作成や復旧工法等の検討も早急に行わなければならないため、本件については競争入札に付する時間的余裕がない。 以上の理由により、早急な対応が可能との確認が取れた上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 9 月 5 日		
業務委託料		1, 485, 000 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	71
担当課	部課等名	農村整備課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 2 7		
委託業務名		令和 7 年災 第 3 号 尻枝地区 災害測量設計業務委託		
業務概要		令和 7 年 8 月 7 日から 8 日の豪雨により被災した農地の災害復旧工事に必要な測量設計を行うもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市志比田町 5 9 1 2 番地 2		
	名 称	南日本総合コンサルタント株式会社		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 5 号該当		
		令和 7 年8月7日から 8 日の豪雨により農地法面が被災しており、農地・農業用施設災害復旧事業に申請するために必要な測量設計業務を行うものである。 災害復旧事業では国の災害査定申請に当たり、災害査定までの準備期間が短く早急に測量設計業務に取り掛かる必要がある。災害査定のための図面作成や復旧工法等の検討も早急に行わなければならないため、本件については競争入札に付する時間的余裕がない。 以上の理由により、早急な対応が可能との確認が取れた上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 9 月 5 日		
業務委託料		1, 430, 000 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

		番号	72
担当課	部課等名	農村整備課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 2 7	
委託業務名		令和 7 年災 第 4 号 内山地区 災害測量設計業務委託	
業務概要		令和 7 年 8 月 7 日から 8 日の豪雨により被災した農地の災害復旧工事に必要な測量設計を行うもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市都北町 5 5 1 1 番地 2	
	名 称	株式会社八光開発コンサルタント	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 5 号該当	
		令和 7 年8月7日から 8 日の豪雨により農地法面が被災しており、農地・農業用施設災害復旧事業に申請するために必要な測量設計業務を行うものである。 災害復旧事業では国の災害査定申請に当たり、災害査定までの準備期間が短く早急に測量設計業務に取り掛かる必要がある。災害査定のための図面作成や復旧工法等の検討も早急に行わなければならないため、本件については競争入札に付する時間的余裕がない。 以上の理由により、早急な対応が可能との確認が取れた上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 7 年 9 月 5 日	
業務委託料		1, 320, 000 円	

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	73
担当課	部課等名	みやこんじょ P R 課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5		
件 名		ぼんちくんマスコット製作業務委託		
業務等の内容		都城市 P R キャラクター兼 P R 本部長である「ぼんちくん」のマスコット製作業務を委託するもの		
契約の相手方	所在地	福岡県福岡市博多区那珂 1 丁目 4 番 2 7 号		
	名 称	株式会社レッツスポーツ		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		本業務は、都城市 P R キャラクター兼 P R 本部長「ぼんちくん」のマスコット製作業務を委託するものである。 本業務においては、令和 6 年度に同様の製作業務委託を公募型プロポーザルを経て実施しており、今回は令和 6 年度に製作したマスコットと同一のデザインで再度製作を行うものであり、製作にあたっては前回のデザインが必要となるが、当該デザインの著作権は上記事業者が有するものである。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 9 月 5 日		
契約金額		1, 397, 000 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	74
担当課	部課等名	スポーツ政策課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6		
件 名		都城運動公園野球場芝生補修業務委託		
業務等の内容		令和 7 年 8 月 1 日に完成した都城運動公園野球場防球フェンス設置工事で生じた芝生の損傷を修復するもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市姫城町 6 街区 2 1 号		
	名 称	一般社団法人都城市スポーツコミッション		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		本件は本年度完了した都城運動公園野球場防球フェンス設置工事の際に傷めた外野ファウルゾーンの芝生を補修するもの。 本年度完了した都城運動公園野球場防球フェンス設置工事において、ファウルポールを設置した際、野球場内の外野ファウルゾーンに重機を入れて施工した。その結果、芝生が枯死し、補修する必要がある。 本工事で芝生の補修は見込まれていたものの、実施後の状況によって補修内容を決めることになっていたため、工事費に補修費用は見えていない。 上記事業者は都城運動公園の指定管理者であり、野球場内の芝生も管理している。一般利用や傷んでいない芝生の育成をさせながら、1 0 月 6 日から開始するフェニックス・リーグまでに補修をする必要があるため、上記事業者に依頼する必要がある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 9 月 5 日		
契約金額		2, 877, 000 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	75
担当課	部課等名	文化財課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 7		
件 名		犬王遺跡発掘調査（3次）に係る御池軽石層除去および排土運搬用重機賃貸借		
業務等の内容		犬王遺跡発掘調査（3次）における、御池軽石層除去および排土運搬を行うための重機を賃貸借するもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市高城町四家 6 2 8 番地		
	名 称	株式会社ツモル建設		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 8 号該当		
		本案件について、6 者で競争入札を執行したところ、1 回目、2 回目及び 3 回目いずれも不落となったことから不落随意契約によることとした。 入札参加者のうち見積合せ参加を希望した者は、上記事業者のみであったため、同事業者から見積書を徴し、随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 9 月 5 日		
契約金額		1, 023, 000 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	76
担当課	部課等名	農産園芸課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 2 5		
件 名		基幹水利施設管理事業 木之川内ダム管理制御施設保守点検業務委託		
業務等の内容		木之川内ダムに関する管理制御施設(ダム管理所外 5 施設)に設置されている機器類の保守点検業務を委託するもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市広島二丁目 5 番 1 6 号		
	名 称	日本無線株式会社 宮崎営業所		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		木之川内ダムに設置されている管理制御施設は、木之川内ダム建設事業の主体であり、施設所有者である国（農林水産省）が、上記事業者の開発した専用の機器類及びソフトウェアにより構成されたシステムを採用し導入したものであるため、他の事業者では適切かつ確実な保守点検作業を実施することができない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 9 月 8 日		
契約金額		3, 685, 000 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	77
担当課	部課等名	みやこんじょ P R 課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5		
件 名		関之尾公園における落雷による取水施設機器修繕		
業務等の内容		関之尾公園において、令和7年8月7日～8日にかけて発生した落雷により、取水施設機器に被害が発生したため、修繕を行うもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市高崎町縄瀬 3 4 2 1 番地 1		
	名 称	有限会社橋口電業		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 5 号該当		
		本業務は、関之尾公園において、令和7年8月7日～8日にかけて発生した落雷により、取水施設機器に被害が発生したため、修繕を行うものである。 当該設備の故障により、観光農園の井戸・貯水タンクから受水槽へ水を送るポンプ2台が機能停止し、井戸の作動時間切替装置も故障している。現在は貯水槽からの自然落下のみで水を供給しており、井戸切替も職員が1日3回手動で行わなければならない状況である。この状態は水圧低下や供給量不足を引き起こし、公園運営に重大な支障をきたしている。観光施設としての基本的機能維持と利用者サービスの早急な回復のため、緊急の修繕が必要である。 有限会社橋口電業は、2024年4月の関之尾公園リニューアルオープン時に当該取水施設を施工した事業者であり、設備の構造や配管系統、制御システムを熟知している。また、設置時の図面や設定データを保有しているため、故障箇所の迅速な特定と適切な修繕が可能である。 以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 9 月 8 日		
契約金額		1, 650, 000 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	78
担当課	部課等名	みやこんじょ P R 課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5		
件 名		関之尾公園における落雷によるエレベーター部品交換修繕		
業務等の内容		関之尾公園において、令和7年8月7日～8日にかけて発生した落雷により、コテージバリアフリー棟のエレベーターに被害が発生したため、部品の交換修繕を行うもの		
契約の相手方	所在地	大阪府門真市大字門真 1 0 4 8 番地		
	名 称	パナソニックエレベーター株式会社		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 5 号該当		
		本業務は、関之尾公園において、令和7年8月7日～8日にかけて発生した落雷により、コテージバリアフリー棟のエレベーターに被害が発生したため、部品の交換修繕を行うものである。 当該エレベーターは、車椅子利用者や高齢者など移動に配慮が必要な宿泊客のためのバリアフリー対応設備であり、その故障によりバリアフリー棟の本来の機能が失われている。現在、障がい者や高齢者の宿泊予約のキャンセルが発生するなど、公園運営に重大な支障をきたしており、利用者サービスの早急な回復のため、緊急の修繕が必要である。 パナソニックエレベーター株式会社は、2024年4月の関之尾公園リニューアルオープン時に当該エレベーター設備を施工した事業者であり、設備の構造や電気系統、制御システムを熟知している。また、設置時の図面や設定データを保有しているため、故障箇所の迅速な特定と適切な修繕が可能である。 エレベーターは特殊設備であり、製造メーカー固有の部品や技術が使用されているため、他社による修理は技術的に困難である。また、建築基準法に基づく定期検査や保守点検の観点からも、設置業者による一貫した管理が安全性確保に不可欠である。 以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 9 月 8 日		
契約金額		1, 054, 746 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	79
担当課	部課等名	教育政策課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3		
工事名		山之口小 1 年 1 組外空調基板取替工事（雷害）		
工事概要		山之口小学校の雷害により故障した 1 年 1 組教室外室外空調設備室外機基板等の取替工事を行うもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市早水町 9 号 5 番地 2		
	名 称	第一設備工業株式会社		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 5 号該当		
		本工事は、山之口小学校において、令和 7 年 8 月 2 5 日に発生した落雷により、故障した空調設備の基板等の取替工事を行うものである。 被害状況としては、1 1 台の空調設備が使用不能となり、児童生徒及び職員の健康や熱中症対策として、早急に取替工事を行う必要があるため、競争入札に付する時間的余裕がない。 本校近隣の事業者へ早急な調査及び参考見積依頼を行ったが、近日中の対応を断られたため、今年度、本校の空調設備清掃業務委託（清掃後の稼働点検等含む）を受注し、機器内部構造や配線状況も熟知している、上記事業者に発注することにより、被害状況の迅速な把握と効率的な復旧作業が期待できる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約を行うものである。		
契約締結日		令和 7 年 9 月 1 0 日		
工事請負金額		2, 443, 287 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	80
担当課	部課等名	市民税課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 6 3 7 6		
件 名		軽自動車税申告書パンチデータ作成業務委託		
業務等の内容		軽自動車税申告書の内容を、基幹システム（Acrocity）へ入力する際の事務の効率化・合理化を図るため、軽自動車税申告書のパンチデータを、仕様書に従ってデータ化し、指定する記録媒体で納入するもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市大字田吉6307番地2		
	名 称	株式会社ソフトテックス		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
		本件は、単価契約により複数帳票のデータパンチ業務を委託するものであるが、同一期間内で帳票ごとに別々に処理を行うと、基幹システムへデータの取り込みを行う際にパンチデータ統合時の不具合や、課税ミスに繋がる可能性が高くなる。そのため、落札業者が異なることとなった場合、本業務を一体的に円滑に遂行することが極めて困難になる。 このような事態を避けるため、入札に代え、帳票ごとの見積単価に各予定数量を乗じた額の合計額が最も安価な事業者を落札者とする見積合せを行うこととした。 見積依頼をした3者のうち2者が辞退し、上記事業者から提出のあった見積書が予定価格以下であったため上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 9 月 1 2 日		
契約金額		1, 870, 363 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

		番号	81
担当課	部課等名	総合政策課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 7 1 6 1	
件 名		(仮称) 高崎・山田 S I C 整備促進シンポジウム運営等業務委託	
業務等の内容		(仮称) 高崎・山田SICの整備促進を図るためのシンポジウムにおける運営等を委託するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市大字本郷北方 2 7 5 3 番地 5	
	名 称	株式会社 A V C 放送開発	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当 本業務は、整備検討を進めている（仮称）高崎・山田スマートICに係るシンポジウムの企画制作、運営等を行うものである。 本業務の履行に当たっては、映像制作やイベントの計画から運営まで行った実績があることが必須要件である。 しかし、それらの要件を満たす事業者は、本市の競争入札参加資格業者としては 1 者しか登録されていない。 そこで、競争入札に替え、競争入札参加有資格事業者名簿に登録されていない者を含めた 3 者での見積合せを行うことにより決定することとし、見積合せを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 7 年 9 月 1 6 日	
契約金額		1, 320, 000 円	

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	82
担当課	部課等名	高城_産業建設課		
	電話番号	0 9 8 6 － 5 8 － 2 3 1 0		
委託業務名		令和 7 年災 西久保地区 災害測量設計業務委託		
業務概要		災害測量設計業務を委託するもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市南横市町 1 0 4 3 番地 1		
	名 称	株式会社甲南		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 5 号該当		
		令和 7 年 8 月 7 日から 9 日の豪雨により水路が被災しており、農地・農業用施設災害復旧事業に申請するために必要な測量設計業務を行うものである。 災害復旧事業では国の災害査定申請に当たり、災害査定までの準備期間が短く早急に測量設計業務に取り掛かる必要がある。災害査定のための図面作成や復旧工法等の検討も早急に行わなければならないため、本件については競争入札に付する時間がない。 以上の理由により、早急な対応が可能との確認がとれた上記業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 9 月 1 8 日		
業務委託料		1, 705, 000 円		

令和7年度 随意契約理由書

			番号	83
担当課	部課等名	商工政策課		
	電話番号	0986-23-2983		
件名		都城市ウェルネス交流プラザ 音響調整卓修繕		
業務等の内容		都城市ウェルネス交流プラザのムジカホール音響機器に関し、取替及び調整等の修繕を行うもの		
契約の相手方	所在地	福岡県福岡市中央区長浜1-1-1 KBCビル9階		
	名称	ヒビノスペーステック株式会社 九州営業所		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本修繕は、ウェルネス交流プラザ(以下「交流プラザ」という。)の音響調整卓について交換、調整等を行うものである。 交流プラザは、中心市街地内に位置する文化交流施設として様々な利用者を有していることから、ホールの音響が使用できなくなった際は、このことに起因した利用料金の減収等が生じるおそれがある。 上記事業者は、当該施設の舞台音響設備のシステム設計、施工及び保守点検業務を受託している。仮に他の事業者が本修繕を実施した場合、保守点検事業者と修繕事業者が混在することになり、保守点検事業者である上記事業者は本修繕の内容の詳細を把握できないため、システムに障害が生じたときに速やかな対応が行えず、施設利用に多大な影響を来す可能性があり、その責任の所在も不明確となる。 また、上記事業者は本施設の導入及び保守業務において、20年近くの実績があることから、既存のホール音響システムに精通しており、他の事業者よりも安全かつ効率的（経済的）に本修繕に取り組むことができる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和7年9月26日		
契約金額		18,480,000 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	84
担当課	部課等名	みやこんじょ P R 課		
	電話番号	0 9 8 6 － 2 3 － 2 6 1 5		
件 名		かかしの里ゆぼっぱ機械室給気扇取替修繕		
業務等の内容		機械室給気扇の取替修繕を行うもの		
契約の相手方	所在地	鹿児島県鹿児島市田上町 4 3 5 1 番地		
	名 称	川幸産業株式会社		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		かかしの里ゆぼっぱの機械室給気扇が壊れ、修繕が必要な状況となっている。 本修繕の施工に当たっては、修繕箇所のみでなく、温泉設備の保守を統合的に理解し、施工後の試運転等でも総合的に修繕の結果が確認できることが必要である。また、万一トラブル等があった場合は、機械室の他設備に甚大な影響を及ぼすおそれがあり、正確かつ確実な施工が求められる。 この点、上記事業所は、かかしの里ゆぼっぱの温泉設備の保守を行っている温泉管理の専門事業者であるため、施設設備全般に精通しており、施工後の試運転調整もスムーズにできる。 仮に他の事業者が本修繕を施行した場合、保守事業者と修繕事業者が混在することになり、保守事業者である上記事業者は本修繕の内容の詳細を把握できないため、機器に故障が生じたときに速やかな対応が行えず、施設利用に多大な影響を来す可能性があり、その責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 9 月 2 6 日		
契約金額		1, 606, 000 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

			番号	85
担当課	部課等名	みやこんじょ P R 課		
	電話番号	0 9 8 6 － 2 3 － 2 6 1 5		
件 名		かかしの里ゆぽっぽ温水ボイラー缶体取替修繕		
業務等の内容		温水ボイラー缶体の取替修繕を行うもの		
契約の相手方	所在地	鹿児島県鹿児島市田上町 4 3 5 1 番地		
	名 称	川幸産業株式会社		
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
		かかしの里ゆぽっぽに設置されている温水ボイラー缶は、亀裂が入り取替修繕が必要な状況となっている。 本修繕の施工に当たっては、修繕箇所のみでなく、温泉設備の保守を統合的に理解し、施工後の試運転等でも総合的に修繕の結果が確認できることが必要である。また、万トラブル等があった場合は、施設の運営に甚大な影響を及ぼすおそれがあり、住民サービスの低下につながりかねないため、正確かつ確実な施工が求められる。 この点、上記事業所は、かかしの里ゆぽっぽの温泉設備の保守を行っている温泉管理の専門事業者であるため、システムを含む施設設備全般に精通しており、施工後の試運転調整もスムーズにできる。 仮に他の事業者が本修繕を施行した場合、保守事業者と修繕事業者が混在することになり、保守事業者である上記事業者は本修繕の内容の詳細を把握できないため、機器に故障が生じたときに速やかな対応が行えず、施設利用に多大な影響を来す可能性があり、その責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 7 年 9 月 2 6 日		
契約金額		1, 448, 480 円		